

地域生活支援事業の施行に向けて

障害保健福祉部企画課地域生活支援室

地域生活支援事業の施行に向けて

1. 地域生活支援事業の10月施行に向けた取組について

(1) 地域生活支援事業の効率的・効果的な事業の実施について

ア 地域生活支援事業の実施に当たっては、地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な事業形態による効率的・効果的な実施を期待しており、次の点に特段の配慮をお願いする。

- ・ 障害者の地域生活を支援するために必要不可欠な事業の確実な実施
- ・ 現行サービス水準の低下を招かないような取組み
- ・ 地域における社会資源、ボランティアの活用などの効率的・効果的な取組み
- ・ 手話通訳等の派遣など既存事業についても、従来の取扱いや事業の連続性を考慮した取組み

イ 都道府県と市町村間における調整は、地域生活支援事業の枠組みを決定するうえで大変重要である。都道府県においては、市町村が事業を円滑に実施できるよう必要な助言、情報提供及び調整に積極的な支援をお願いする。

- ・ 大都市特例の廃止に伴う県市間の調整
- ・ 県事業から市町村事業への移行する事業のフォローアップ
- ・ 複数の市町村が連携し、広域的に実施できるような助言指導
- ・ 県が市町村に代わって事業を実施（代行事業）するなどの調整

(2) 福祉ホームの安定運営について

地域生活支援事業において、福祉ホームは県及び市町村が実施することができる事業として位置付けられているものの、利用者の居住を支援する重要な役割を果たしている事業であることに鑑み、利用者が引続き安心して、居住の場として利用できるよう財政的な支援も含め、特段の配慮方を願います。

地域活動支援センター及び福祉ホーム省令案の概要

省令案の概要として、8月24日から、パブリックコメントとして掲載。現段階における案としてお示しするものであり、今後、変更もあり得る。

1 地域活動支援センターに関する基準について

(1) 規模

10人以上の人員が利用できる規模とする。

(2) 設備

以下の設備を設けること。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用できる場合等については、設備の一部を設けないことができる。

① 創作的活動、生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

② 便所

※ ①については、必要な設備及び備品等を備えること。

このほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

(3) 従業員の配置

以下の従業員を置くこと。

- ① 施設長 1人(②と兼務可)
- ② 指導員 2人以上

(4) 運営規程

運営規程に以下の事項を定めなければならない。

- ① 施設の目的及び運営の方針
- ② 従業員の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員
- ④ 利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額
- ⑤ 施設の利用にあたっての留意事項
- ⑥ 非常災害対策
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧ その他施設の運営に関する重要事項

(5) その他必要な事項を定める。

2 福祉ホームに関する基準について

(1) 規模

5人以上の人員が利用できる規模とする。

(2) 設備

以下の設備を設けること。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用できる場合等については、設備の一部を設けないことができる。

① 居室

② 浴室

③ 便所、管理人室、共用室

※ ①については、個室にするとともに、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備を除き
9.9平方メートル以上とすること。(経過措置有り)

このほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

(3) 従業員の配置

管理人を置くこと。

(4) 運営規程

運営規程に以下の事項を定めなければならない。

- ① 施設の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員
- ④ 利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額
- ⑤ 施設の利用にあたっての留意事項
- ⑥ 非常災害対策
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧ その他施設の運営に関する重要事項

(5) その他必要な事項を定める。

地域生活支援事業に係るQ&A

問1 地域活動支援センターにおいて、財源が交付税措置される『基礎的事業』とは具体的に何を行う事業なのか。

(答) 基礎的事業とは、利用者を通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与することをいうものである。

なお、地域活動支援センターの基礎的事業のみを行い機能強化事業を行わない事業所であっても、以下の要件を満たせば地域活動支援センターとして認められる。

① 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を満たすこと

※ 「地域活動支援センターに関する基準」(省令案)について

は、現在検討中であるが、

・ 「10人以上の人員が利用できる規模とする。」

・ 施設長1名及び指導員2名の配置(施設長は指導員を兼務することが可能)を盛り込むこととしている。

② 都道府県知事(指定都市市長、中核市市長)に第二種社会福祉事業の届出を行うこと

また、市町村が定める地域活動支援センター機能強化事業を行い、国庫補助の対象とするためには、以下の要件が必要となるので留意されたい。

① 法人格を有すること

② 地方自治体の一般財源で実施される(基礎的事業)以上の体制で実施すること

※ なお、基礎的事業は、自治体の一般財源で実施されるものであり、当該部分は国庫補助対象外なので留意されたい。

問2 地域活動支援センターに係る交付税措置の状況はどのようになっているのか。

(答) 地域活動支援センターに係る交付税措置(基準財政需要額)については、総務省からは別添1のように措置されると聞いているところ。なお、基準財政需要額については、18年4月から通年ベースで市町村に積算されているとのことであるが、小規模作業所の継続的・安定的な運営の確保が図られ、10月から地域活動支援センターに円滑に移行が図られるよう、都道府県及び市町村において、特段のご配慮をお願いする。

問3 実利用定員5人以上10人未満の小規模作業所が、地域活動支援センターへの移行計画を策定した場合に、国庫補助の対象となるとされていたが、どのような取扱いとなるのか。

(答) 実利用人員が5人以上10人未満の小規模作業所が、地域活動支援センターへの移行計画(実利用人員の増加等地域活動支援センターの要件を満たすための移行計画)を作成し、市町村障害福祉計画に盛り込んだ場合に、平成18年度に限り、地域生活支援事業の1事業として実施して差し支えない。
なお、当該事業は、市町村地域生活支援事業の「その他事業」の「(11)社会参加推進事業」の「(カ)その他社会参加促進事業」として取り扱われたい。

問4 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の策定にあたり、各事業の量の見込みにおいて、「利用見込み者数」を明記する場合、利用人数又は延べ利用人数のいずれを明記すればいいのか。

(答) 「利用見込み者数」は、実利用見込み者数を明記されたい。(1人のものが複数回利用する場合でも、1名として記載する。)

問5 日常生活用具の種目、品目の選定はどのような観点から行えばよいか。

(答) 日常生活用具給付等事業の対象となる用具の種目は、別に定める告示で規定する6種の用具である。品目の選定に当たっては、別添2「日常生活用具参考例」や、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第7条第1項の規定に基づき指定を受けた指定法人（（財）テクノエイド協会）が提供している情報（ホームページ等）を参考にされたい。

問6 地域生活支援事業について、前回の課長会議で、「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」の実施を可能とする旨の説明を受けたが、日常生活用具給付等事業についても同様の実施は可能なのか。

(答) 「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」として実施する場合は、市町村地域生活支援事業の「その他」（障害者自立支援法第77条第3項）事業の中で位置付けることとなる。

問7 障害者自立支援法における補装具費の支給と同様に、日常生活用具費支給事業として、現物給付ではなく費用の支給とすることは可能であるか。

(答) 日常生活用具給付等事業の趣旨としては、障害者自立支援法第77条第2項「日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与」であるため、日常生活用具の購入に要する費用の支給をする場合は、市町村地域生活支援事業の「その他」（障害者自立支援法第77条第3項）事業の中で位置付けることとなる。

問8 日常生活用具参考例の排泄管理支援用具に、ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用品）と記載されているが、ストーマ用品とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

（答） ストーマ用品とは、皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する各種用品であり、例えば皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等が考えられる。

(別添1) 地域活動支援センターに係る交付税措置 (基準財政需要額) について

従来、小規模作業所分として計上されていた基準財政需要額については、平成18年4月から市町村分の地域活動支援センター分として集約され、総額としては平成17年度と同水準の約380億円が措置されている。

【平成17年】

●都道府県分 行政規模 1,700,000人

社会福祉共通費

社会福祉単独事業費 128,831千円

- うち身体障害者の小規模作業所分 52,152千円
- うち知的障害者の小規模作業所分 52,152千円

精神保健費

精神障害者小規模作業所運営費補助 52,152千円

●市町村分 行政規模 100,000人

社会福祉共通費

社会福祉単独費 26,827千円

衛生諸費

精神障害者小規模作業所運営費補助 6,520千円

身体障害者福祉費

身体障害者施設訓練等支援費

身体障害者福祉単独事業 6,520千円

知的障害者福祉費

知的障害者共通費

知的障害者福祉単独事業 6,520千円

【平成18年4月～】

●都道府県分 行政規模 1,700,000人

該当なし。

●市町村分 行政規模 100,000人

→ 標準団体規模自治体への基準財政需要額：29,637千円

社会福祉共通費

社会福祉単独費 40,307千円

- うち都道府県分からの移管 10,056千円
- ※ 都道府県分の身体・知的・精神障害者の小規模作業所分から移管
- うち精神障害者小規模作業所 6,527千円
- ※ 市町村分の精神障害者小規模作業所運営費補助から移管

身体障害者福祉費

身体障害者施設訓練等支援費

身体障害者福祉単独事業 6,527千円

知的障害者福祉費

知的障害者共通費

知的障害者福祉単独事業 6,527千円

(別添2)

日常生活用具参考例

種目	品目	対象要件
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす(児のみ)	
	訓練用ベッド(児のみ)	
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	T字状・棒状のつえ	
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)	
	特殊便器	上肢機能障害
	火災警報機	障害種別に問わず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障害
	聴覚障害者用屋内信号装置	
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害
	盲人用体重計	
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	聴覚障害
	聴覚障害者用通信装置	
	聴覚障害者用情報受信装置	喉頭摘出
	人工喉頭	
	福祉電話(貸与)	聴覚障害又は外出困難
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害
点字図書		
排泄管理 支援用具	ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具) 紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品) 収尿器	ストーマ造設 高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難 高度の排尿機能障害
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。